

# 令和1年度所定疾患施設療養費 算定状況の公表

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

## ◆ 算定条件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、算定する。(1ヶ月に7日以内)
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りである。  
イ) 肺炎(誤嚥性肺炎) ロ) 尿路感染症 ハ) 带状疱疹
4. 算定する場合にあたっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておく。
5. 保険請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
6. 当該加算の算定開始後は治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
7. 当該施設の医師が、感染症対策に関する研修を受講している。

## ◆ 令和1年度 所定疾患施設療養費算定状況

病名	件数	算定日数	検査及び治療内容
肺炎	11件	54日	胸部CT検査 酸素吸入 抗生剤点滴 【点滴内容】セフトリアキソン ピペラシリン 等

※ 尿路感染症・带状疱疹 実績なし

老人保健施設まだら園